

随意契約における参加者の有無を確認する公募手続（試行）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、契約の事前準備に際し、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合において、公募により当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性を確保するとともに、競争性のある契約への移行を推進するために行う手続（以下「公募手続」という。）の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

（公募手続の概要）

第2条 公募手続は、公示を行い、応募者があった場合、事業所管局・区・室（以下「事業所管局」という。）において、応募者が請負契約等の履行に必要な要件（以下「公募要件」という。）を満たす者であるかその適格性を審査する。

2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定の者にこの応募者を加え、指名競争入札、複数者による見積合せ又は企画競争（以下「指名競争入札等」という。）に付すものとする。

3 第1項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結を行うものとする。

（公募手続の対象とする契約）

第3条 本要綱の対象とする契約は、福岡市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び製造の請負契約、委託契約及び物品の購入契約その他の契約（以下「請負契約等」という。）であって、他に履行可能な者がいないとして、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、事業所管局が、公募により当該随意契約の参加希望者の有無を確認する必要があると認めるものとし、当該契約を対象に公募手続を実施するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める政府調達に関する協定の適用を受ける契約に該当するものを除く。

（公募）

第4条 公募は、次に掲げる事項の公示及び公募説明書の配布により行う。

- (1) 公募の趣旨
- (2) 請負契約等の概要
- (3) 参加資格
- (4) 公募要件
- (5) 手続等
- (6) 問い合わせ先

(7) 予算その他本市の事情により、当該公募手続又は当該公募手続により行うこととなった指名競争入札等を中止する場合があること。

(8) その他必要と認める事項

2 前項の公示は、市ホームページへの掲載により行うものとする。

3 公募説明書は、原則として、第1項の公示の日から、次条第1項に規定する参加意思確認書の提出期間の末日までの間、配布する。

4 公募説明書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 請負契約等の概要

(2) 請負契約等の内容に関する説明(仕様等)

(3) その他必要と認める事項

5 市ホームページの公示により公募説明書の配布目的が十分達成できる場合は、公募説明書の配布手続を省くことができる。

(参加意思確認書の提出)

第5条 公募手続においては、前条第1項第2号に規定する請負契約等への参加意思及び当該請負契約等に必要な要件を満たすことを確認する書類（以下「参加意思確認書」という。）の提出を求めるものとする。

2 参加意思確認書の提出期間は、前条の公示の日の翌日から起算して10日間（閉庁日を除く。）とする。

(参加資格)

第6条 参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、第4条第1項第2号で公示する請負契約等の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、福岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない業務等を発注する場合を除く。

(3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

(参加意思確認書の審査)

第7条 参加意思確認書が提出された場合、事業所管局は、参加意思確認書を提出した者が、第4条第1項第2号に規定する請負契約等の履行が可能であるかどうかについて、審査するものとする。

2 事業所管局は、審査において必要があるときは、ヒアリングを行うものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第8条 事業所管局は、参加意思確認書を提出した者に対し、前条第1項の審査結果を、書面で通知するものとする。

2 前項の審査の結果を、公募要件を満たすと認められない者に対し通知する場合には、公募要件を満たすと認められないと判断した理由を付すものとする。

3 第1項の通知は、参加意思確認書の提出期限の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に行うよう努めなければならない。

4 審査の結果は、市ホームページに公表する。

(公募要件を満たさないとされた理由の説明)

第9条 第7条第1項の審査の結果、公募要件を満たさないとされた者は、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、事業所管局に対して、書面により、公募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

(公募要件を満たすと認められる者がいる場合の取扱い)

第10条 公募要件を満たすと認められる者がいる場合、指名競争入札等の手続に移行するものとする。

(公募要件を満たすと認められる者がいない場合の取扱い)

第11条 次のいずれかに該当する場合は、特定の者との随意契約の手続に移行するものとする。

(1) 提出期限までに、参加意思確認書の提出者がいない場合

(2) 審査の結果、公募要件を満たすと認められる者がいない場合

(3) 公募要件を満たすと認められる者すべてが、指名競争入札等の手続開始前に辞退した場合

(雑則)

第12条 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、審査以外の用途のために、提出者に無断で使用しない。

4 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

5 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月5日から施行する。
- 2 この要綱は、履行期間の始期が平成26年4月1日以降の契約から適用する。